

## 豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1	指定居宅介護支援事業所として、 <u>介護保険法その他関係法令等を遵守</u> して運営していること。 また、従事する介護支援専門員については、 <u>登録が有効</u> であること。												
受託要件2 (研修種別)	<p><u>必要な知識及び能力を有する介護支援専門員</u>が従事していること。 具体的には、<u>下記(1)～(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講</u>し、情報を更新していること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 55%;">研修の実施主体</th> <th style="width: 35%;">研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>都道府県</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">介護予防支援・介護 予防ケアマネジメント に関する研修</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>豊島区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>豊島区の地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>豊島区外の区市町村または地域包括支援センター</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※事業所内に(1)～(4)に該当する人が一人もない場合はご連絡ください。</p>		研修の実施主体	研修内容	(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメント に関する研修	(2)	豊島区	(3)	豊島区の地域包括支援センター	(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター
	研修の実施主体	研修内容											
(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメント に関する研修											
(2)	豊島区												
(3)	豊島区の地域包括支援センター												
(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター												
受託要件3	<p>指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について<u>理解、協力</u>できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービス計画の<u>原案</u>を作成する場合には、適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。</li> <li>・ 介護予防サービス計画の<u>評価</u>を行った場合には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する</li> </ul>												

### 《確認書類の提出について》

※確認書類(ア)(イ)(ウ)の提出は必須です

確認書類(ア)	事業所指定通知書の写し
確認書類(イ)	介護支援専門員証の写し(全員分)
確認書類(ウ)	<p>研修受講証等の写し(上記受託要件2参照) ※所属する介護支援専門員のうち<u>少なくとも1人</u>が、<u>平成29年4月1日以降</u>に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修をうけていること</p>

### 《届出内容に変更が生じた場合》

随時「**変更届**」及び「**変更に伴う確認書類**」を豊島区高齢者福祉課に提出してください。

書類は豊島区HPに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

【問合せ先・提出先】  
 豊島区高齢者福祉課 基幹型センターグループ  
 担当: 齋藤・矢野  
 (住所) 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1  
 (電話) 03-4566-2431  
 (FAX) 03-3980-5040